

第 3 2 災害援護に関する資料

資料 3 2 - 1 災害援護資金等の貸付け

1. 災害弔慰金の支給等に関する法律

昭和48年法律第82号

（最終改正）平成23年8月30日法律第100号

ア. 法の適対象となる災害

- 災害弔慰金
 - a 当該市町村の区域内において住居の滅失（100％）した世帯の数が5以上ある災害
 - b 当該都道府県の区域内において住居の滅失（100％）した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害
 - c 当該都道府県の区域内において災害救助法が適用された災害
 - d 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害

○災害援護資金 当該都道府県地域内で災害救助法が適用された災害

イ. 所得制限

災害援護資金 同一世帯における合算した市町村民税の所得割の課税標準収入
同一世帯に属する者が

- 1人のときは 220万円
- 2人のときは 430万円
- 3人のときは 620万円
- 4人のときは 730万円
- 5人以上は 730万円に1人増すごとに30万円を加算した額
ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする。

ウ. 弔慰金および貸付金の額等

○災害弔慰金（国 2 / 4、県 1 / 4、市町村 1 / 4）

世帯主 500万円

その他 250万円

○災害援護資金（国 2 / 3、県 1 / 3）

区 分	負傷のみ の場合	家財が1/3 以上の損害	住家の 半 壊	〃 全 壊	〃 滅失・流失	条 件
世帯主の負傷1ヶ月 (療養)以上の場合	万円 150	万円 250	万円 270 (350)	万円 350	万円 —	○ 10年償還 (うち3年据置) ○ 年利3% () は特例
世帯主の負傷が ない場合	—	150	170 (250)	250 (350)	350	

償還方法

個人 10年 → 市町村 11年 → 県 12年 → 国
 3% 無利子 無利子

2. 生活福祉資金貸付け制度要綱（国2／3、県1／3）

資金種類	貸付限度	据置期間	償還期間	貸付利子
災害援護資金	1,500,000円以内	貸付の日から1年以内	7年以内	年3%
低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費				

注 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として災害援護資金および住宅資金の貸付対象としないものとする。

3. 母子寡婦福祉資金（国2/3、市1/3、激甚災害の場合 国3/4、市1/4）

母子福祉資金 20才未満の児童を扶養している母子家庭

〔寡婦 〃 かつて母子家庭であって現に配偶者のいない家庭〕

4. 秋田県災害援護資金貸付け要綱（国2/3、県1/3）

・償還方法

個人 10年 → 市町村 11年 → 県
 3% 無利子

・貸付け限度額

被害の種類および程度	限度額
① 世帯主の1カ月以上の負傷	1,500,000円
② 家財等の損害	
ア 家財の3分の1以上の損害	1,500,000
イ 住居の半壊	1,700,000
ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	2,500,000
エ 住居全体の滅失又は流失	3,500,000
③ ①と②が重複した場合	
ア ①と②のアが重複した場合	2,500,000
イ ①と②のイが重複した場合	2,700,000
ウ ①と②のウが重複した場合	3,500,000
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	
ア ②のイの場合	2,500,000
イ ②のウの場合	3,500,000
ウ ③のイの場合	3,500,000

資料 3 2 - 2 経営資金

(1) (株)日本政策金融公庫資金

被災農林漁業者等に対し、農林漁業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を(株)日本政策金融公庫が融通するものとする。

ア 農業関係

- ①スーパーL資金
- ②青年等就農資金
- ③農業改良資金
- ④経営体育成強化資金
- ⑤スーパーW資金
- ⑥畜産経営環境調和推進資金
- ⑦農林漁業セーフティネット資金

イ 林業関係

- ①林業基盤整備資金（造林資金）
- ②森林整備活性化資金
- ③林業経営育成資金（森林取得-林地取得）
- ④農林漁業セーフティネット資金

ウ 漁業関係

- ①漁業経営改善支援資金
- ②農林漁業セーフティネット資金

(2) 天災融資法による災害経営資金

暴風雨および豪雨等により農林漁業者等が被害を受けた場合、国、県および市町村が農協系金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資するものとする。

なお、貸付け限度、償還期限等については、天災の都度政令で指定する。

資料 3 2 - 3 税の減免

(1) 国 税

<p>所得税法の雑損控除による方法</p>	<p>災害、盗難又は横領により資産に損害を受けた場合次のうちいずれか多い方の金額を雑損控除額として所得金額から控除する。</p> <p>1 (損害金額-保険金等で補填される金額) - 総所得金額等の合計額×10%</p> <p>2 災害関連支出の金額 - 5万円</p>	<p>法第72条1項</p>
<p>災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律による方法</p>	<p>1 所得税の減免</p> <p>災害により住宅又は家財について、その価格の半額以上の損害を受けた者で、その年の合計所得額が1,000万円以下である者に対し、次により減免を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得金額が500万円以下の場合全額 ・ 500万円超750万円以下 2分の1 ・ 750万円超1,000万円以下 4分の1 	<p>法第2条</p>
	<p>2 相続税、贈与税の免除</p> <p>相続、遺贈又は贈与により取得した財産について申告書の提出期限後に甚大な損害を受けた者に対し被害を受けた部分に対する税額を免除する。</p>	<p>法第4条</p>

(2) 地方税

<p>県 税</p>	<p>個人の県民税 (地方税法45条)</p>	<p>市町村長が個人の市町村民税を減免した場合、各市町村税条例による減免額の割合と同じ割合で減免する。</p>
	<p>個人の事業税 (条例62条)</p>	<p>当該年度の前年度の事業税の最終の納期限の翌日から当該年度の最終の納期限の日までの間に災害により損害を受けた者に対し、次により減免を行う。</p> <p>1 災害による事業用資産の損害額が、資産価格総額の2分の1以上であり、かつ、事業の所得金額が1,000万円以下の者</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得金額が500万円以下の場合全額 ・ 500万円超750万円以下 2分の1 ・ 750万円超1,000万円以下 4分の1 <p>2 自己又は控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有する住宅又は家財の損害額が資産価格総額の2分の1以上であり、かつ、合計所得金額が500万円以下である者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得金額が400万円以下の場合 2分の1 ・ 400万円超500万円以下 4分の1
	不動産取得税 (条例79条)	<p>1 災害により滅失又は損壊した不動産に代る不動産を取得する場合、滅失又は損壊した不動産の価格に税率を乗じて得た額を限度に、滅失又は損壊の日から、3年以内に取得したものに限り減免する。</p> <p>2 取得した不動産が、その取得の直後に災害により滅失又は損壊した場合、その不動産の取得に対し減免する。</p>
	自動車税 (条例135条)	<p>災害により自動車に損害を受け、その修繕に要する費用額が自動車税の年額をこえる場合、次により減免する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修理費が自動車税の2倍を超える場合 2分の1 ・ 修理費が自動車税の2倍以下の場合 4分の1 <p>なお、損害額及び修繕費用の額はいずれも保険金、損害賠償金等で補填される金額を差し引いた後の金額である。</p>
市町村税		<p>地方税法に基づき市町村条例の規定により減免する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人の市町村民税 (法323条) 2 固定資産税 (法367条) 3 国民健康保健税 (法717条)

資料 3 2 - 4 災害り災者に対する見舞金給付要綱（秋田県）

（目 的）

第 1 条 この要綱は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象による災害（以下「災害」という）により被害を受けたり災者に対し、見舞金の給付を行い、その自立更生を助長することを目的とする。

（対 象）

第 2 条 この要綱による見舞金の給付対象は、次のとおりとする。

- 一 災害により死者又は行方不明者を出した世帯。
- 二 災害により精神または身体に著しい障害を受けた者。
- 三 災害により住宅を全壊、流失または半壊した世帯。
- 四 床上浸水により住家に被害を受けた世帯。
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたもの。

（見舞金の額）

第 3 条 見舞金の給付は、次の範囲内で行うものとする。

- 一 前条第 1 項第 1 号及び 2 号 60万円
- 二 前条第 1 項第 3 号及び 4 号
 - （一）自己所有家屋で現に居住の用に供している家屋の被災世帯主

全壊、流失	60万円
半壊、床上浸水	20万円
 - （二）借家で現に居住している家屋の被災世帯主

全壊、流失	20万円
半壊、床上浸水	6万円

（市町村長の報告）

第 4 条 市町村長は、災害により見舞金の給付対象となりうるり災世帯が発生した場合は、災害見舞金給付適用報告書（様式第 1 号）を県地域振興局総務企画部長に提出するものとする。ただし、大規模な災害により該当する世帯が多い場合は、報告書を省略することができるものとする。

（給付の方法）

第 5 条 知事は、見舞金の給付を決定したときは、当該市町村長に通知するとともに、り災者に交付するものとする。

- 2 前項の見舞金の給付の決定の通知及び見舞金の給付は、地域振興局総務企画部長が行うものとする。
- 3 地域振興局総務企画部長は、り災者に見舞金を交付完了したときは、見舞金交付調書（様式第 2 号）に様式第 1 号の写しを添えて速やかに総合防災課長に提出するものとする。

る。

附 則

1. この要綱は、昭和47年9月1日から施行する。
2. 小災害り災者に対する見舞措置要綱（昭和39年6月15日施行）は廃止する。
3. この要綱は、昭和50年7月11日発生の災害から施行する。
4. この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。
5. この要綱は、昭和59年8月1日から施行する。
6. この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
7. この要綱は、平成9年10月1日から施行する。
8. この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
9. この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
10. この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
11. この要綱は、平成19年9月17日から施行する。

資料 3 2 - 5 秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和 4 9 年 1 2 月 2 6 日条例第 3 2 号)

改正 昭和50年6月26日条例第1号、52年3月30日第5号、53年9月27日第20号、56年9月22日第26号、57年12月23日第34号、62年6月27日第14号、平成3年12月18日第56号、平成16年11月15日第50号、平成23年9月30日第26号)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 4 8 年法律第 8 2 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 4 8 年政令第 3 7 4 号。以下「令」という。）の規定に基づき、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、及び自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害：豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民：災害により被害を受けた当時、秋田市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人あたりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯あたりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類および程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- | | |
|---|-------|
| ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）および住居の損害がない場合 | 150万円 |
| イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 | 250万円 |
| ウ 住居が半壊した場合 | 270万円 |
| エ 住居が全壊した場合 | 350万円 |

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円
イ 住居が半壊した場合	170万円
ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く）	250万円
エ 住居の全体が滅失又は流失した場合	350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイもしくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(平16条例50・旧附則・一部改正)

(河辺町および雄和町の編入に伴う経過措置)

2 河辺町および雄和町の編入の日前に生じた災害による旧河辺町および旧雄和町の区域内に当該災害が生じた時に住所を有した者に係る災害弔慰金および災害障害見舞金の支給ならびに災害援護資金の貸付けについては、それぞれ災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年河辺町条例第10号)および災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和50年雄和町条例第19号)の例による。

(平16条例50・追加)

附 則 (昭和50.6.26条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52.3.30条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53. 9. 27 条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 56. 9. 22 条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 5 条の規定は昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 57. 12. 23 条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和 62. 6. 27 条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3. 12. 18 条例第 56 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成 16. 11. 15 条例第 50 号）

この条例は、平成 17 年 1 月 11 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 30 日条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

資料 3 2 - 6 秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和50年1月4日規則第25条

改正 昭和57年12月23日規則第23号

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、秋田市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続き)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類および程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、秋田市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の方法及び期間
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額償還方法及び償還期間を記載した貸付決定通知書を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書により借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、保証人の連署した借用書に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする

理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認書通知書を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払を免除した期間及び金額を記載した違約金支払免除承認書を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15集 災害援護資金の償還未済額の全部または一部の償還の免除を受けようとする者

(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神もしくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人はすみやかに、その旨を市長に氏名等変更届を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57、12、23規則第23号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

資料 3 2 - 7 秋田市災害見舞金給付要綱

〔平成 8 年 12 月 24 日〕
市 長 決 裁

（目的）

第 1 条 この要綱は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常と認められる自然現象および火災（以下「災害」という。）により被害を受けた秋田市の区域内に住所を有するり災者およびその家族に対し、災害見舞金を給付することを目的とする。

（対象）

第 2 条 この要綱による災害見舞金の給付対象は、り災者の属する次の世帯とする。

- (1) 災害により死者、行方不明者又は重傷者を出した世帯
- (2) 火災により住家を全焼し、又は半焼した世帯
- (3) 火災以外の災害により住家を全壊し、流失し、又は半壊した世帯
- (4) 床上浸水により住家に被害を受けた世帯
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める世帯

（災害見舞金の額）

第 3 条 災害見舞金の給付は、次の範囲内で行うものとする。

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) 死者又は行方不明者（1 人につき） | 15 万円 |
| (2) 重傷者（1 人につき） | 5 万円 |
| (3) 全焼、全壊又は流失 | 10 万円 |
| (4) 半焼又は半壊 | 5 万円 |
| (5) 床上浸水 | 5 万円 |

（調査等）

第 4 条 市長は、災害見舞金を給付するときは、調査、照会等により、災害の種類および程度等を把握するものとする。

2 市長は、前項の把握を行うため、り災者およびその家族等に対し、必要に応じて次に掲げる書類の提出を求めるものとする。ただし、秋田市 の区域外における災害である等の理由により書類の提出を求めることが 困難である場合は、この限りでない。

- (1) り災証明書
- (2) 死亡記載事項のある戸籍の謄本もしくは全部事項証明書又は抄本もしくは個人事項証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（支給の制限）

第5条 災害見舞金は、次の各号に掲げる場合には給付しない。

- (1) 秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年秋田市条例第32号）の規定に基づく災害弔慰金の支給対象者となった場合
- (2) 当該災害が、り災者の故意又は重大な過失により発生した場合
- (3) 特別な事情があるため、市長が給付を不相当と認める場合

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成8年12月24日から実施し、平成8年12月13日以後にその種類および程度等が把握された災害から適用する。

（災害に対する法外援護に関する内規の廃止）

1 災害に対する法外援護に関する内規（昭和59年4月1日）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月27日から施行し、平成19年9月17日以後にその種類および程度等が把握された災害から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年9月27日から施行する。

資料 3 2 - 8 秋田市災害見舞金給付要領

〔 平成18年10月30日
市 長 決 裁 〕

(目的)

第1条 この要領は、秋田市災害見舞金給付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、災害見舞金の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(豪雪の定義)

第2条 要綱第1条に規定する「豪雪」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定に基づき災害対策本部が設置されたものその他これに準ずる程度のものをいう。

(豪雪による人的被害)

第3条 要綱第2条第1号に該当する豪雪による人的被害は、「雪による人的被害について」（昭和59年消防庁防災課事務連絡）によるものとする。

附 則

この要領は、平成18年10月30日から施行する。

資料 3 2 - 9 り災証明書の書式

(1) 火災以外の場合

様式第 1 号 (罹災証明書等交付事務取扱要綱第 4 条関係)

罹 災 証 明 書

家屋の所有者等 ※災害で被害を 受けられた方	住所		
	氏名(代表者)		
	所有者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> ()		
	生年月日	性別	
罹災日時および 罹災原因	年 月 日 () 時 分頃 原因		
罹 災 家 屋	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> ()		
罹災家屋の所在地	秋田市		
罹 災 程 度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> ()		
世帯構成員	氏 名	生年月日	性別

以上のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

秋田市長

被害証明書

家屋等の所有者等 ※災害で被害を受 けられた方	住所	
	氏名(代表者)	
	所有者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> ()	
	生年月日	性別
被害日時および 被害原因	年 月 日 () 時 分頃 原因	
被害家屋等	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> ()	
被害家屋等の所在地	秋田市	
被害内容		

以上のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

秋田市長

被害届出証明書

家屋等の所有者等 ※災害で被害を受 けられた方	住所	
	氏名(代表者)	
	所有者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> ()	
	生年月日	性別
届出年月日	年 月 日	
被害日時および 被害原因	年 月 日 () 時 分頃 原因	
被害家屋等	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> ()	
被害家屋等の所在地	秋田市	
被害内容		

以上のとおり、被害届出があったことを証明します。

年 月 日

秋田市長

被 害 証 明 書 交 付 申 請 書	
年 月 日	
(宛先) 秋田市長	
申請者(代理人) ※窓口に来られた方	住所
	氏名(代表者) ㊟
	生年月日 . .
	電話番号
家屋等の所有者等 ※災害で被害を受けられた方	住所
	氏名(代表者)
	所有者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> ()
	生年月日 . . 性別 男 ・ 女
電話番号	
被害日時および 被害原因	年 月 日 () 時 分頃 原因
被 害 家 屋 等	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> ()
被害家屋等の所在地	秋田市
被 害 内 容	
証明書必要数および必要理由等	<input type="checkbox"/> 損害保険 <input type="checkbox"/> () 通 提出先

受付印

被害届出証明書交付申請書		
年 月 日		
(宛先) 秋田市長		
申請者(代理人) ※窓口に来られた方	住所	
	氏名(代表者) ㊟	
	生年月日 . .	
	電話番号	
家屋等の所有者等 ※災害で被害を受けられた方	住所	
	氏名(代表者)	
	所有者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> ()	
	生年月日 . .	性別 男 ・ 女
	電話番号	
被害日時および 被害原因	年 月 日 () 時 分頃 原因	
被害家屋等	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> ()	
被害家屋等の所在地	秋田市	
被害内容		
証明書必要数および必要理由等	通	<input type="checkbox"/> 損害保険 <input type="checkbox"/> () 提出先

受付印

様式第7号（罹災証明書等交付事務取扱要綱第6条関係）

委任状

（宛先）秋田市長

年 月 日

委任者 (頼んだ人)	住所
	氏名（代表者） ⑩
	電話番号

私は次の者を代理人（受任者）と認め、下記事項について委任します。

代理人 (受任者)	住所
	氏名（代表者）
	電話番号

記

委任事項	<input type="checkbox"/> 罹災証明書	通
	<input type="checkbox"/> 被害証明書	通
	<input type="checkbox"/> 被害届出証明書	通
	の交付申請・取得に関すること。	

※委任状は、委任者本人が全て記入してください。

※代理人（受任者）は、運転免許証等の本人確認書類をお持ちください。

提出期限を超過した理由書

（宛先）秋田市長

年 月 日

申請者 住所 _____
氏名（代表者） _____
_____ 印 _____
電話番号 _____

提出期限を超過した理由は、次のとおりです。

(2) 火災の場合

様式第24号 (秋田市火災調査規定第60条関係)

年 月 日		
(あて先)		
消 防 署 長		
申 請 者		
住 所		
_____ (電話番号) _____		
氏 名 _____ ㊞		
り 災 証 明 申 請 書		
1	り 災 年 月 日 お よ び 時 刻	年 月 日 時 分 ころ
2	り 災 物 件 の 所 在 地	秋田市
3	申 請 者 と り 災 対 象 物 と の 関 係	所有者・管理者・占有者・担保権者・その他()
4	証 明 内 容	
3	提 出 先 (使用目的)	6 必要枚数 枚
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

申請上の注意事項

- (1) 代理人が申請する場合は、委任状を添えて提出してください。
- (2) 3の欄は、該当するものを○で囲んでください。その他に○をした場合は、その内容を()の中に記入してください。
- (3) 1、2、3、4の欄は、消防職員の説明を受けて記入してください。
- (4) ※印の欄は、記入しないでください。

申請者 住所 _____ 氏名 _____ <h2 style="text-align: center;">り 災 証 明 書</h2>	
り 災 年 月 日 お よ び 時 刻	年 月 日 時 分 ころ
り 災 物 件 の 所 在 地	秋田市
申 請 者 と り 災 対 象 物 と の 関 係	所有者・管理者・占有者・担保権者・その他（ ）
証 明 内 容	
提 出 先 （ 使 用 目 的 ）	
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">消 第 号</div> <p style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> 年 月 日申請のあったことについて、上記のとおり 相違ないことを証明します。 </p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> 年 月 日 </div> <div style="text-align: right;"> 消 防 署 長 ㊟ </div>	